

監査報告書

令和6年6月5日

公立大学法人新潟県立大学
理事長 若杉 隆平 様

公立大学法人新潟県立大学
監事 武本清志

監事 村山亮太

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項及び第34条第2項の規定に基づき、公立大学法人新潟県立大学の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第15期事業年度における業務の執行について監査いたしました。

その結果について、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私ども監事は、令和5年度監事監査計画に基づき、大学経営評議会に出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、関係する役員及び職員からその職務の執行状況について報告、説明を受けました。

また、財務諸表、事業報告書及び決算報告書の内容について検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 財務諸表は、法人の財政状態及び運営状況等を適正に表示しているものと認めます。
- (2) 事業報告書は、法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 決算報告書は、予算の区分に従い法人の決算の状況を適正に表示しているものと認めます。
- (4) 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は認められません。
- (5) 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用の状況を確認した結果、特に指摘すべき事項は認められません。
- (6) 役員の職務執行に関し、不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

以上